**その他の注意事項**

・転出のお手続きをされた方の証明書

・氏名や住所等の文字数がシステムの制限を超えている方の

証明書

・住民票コードが記載された証明書

・改製原住民票や除票等の住民票の写し

・改製原戸籍・除籍謄本





・住民基本台帳カード、こだいら市民カードでは、コンビニ交付の利用はできません。

・マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書が搭載をされていない方は、コンビニ交付を利用できません。

・マイナンバーカードに設定されている暗証番号は、連続で3回間違えるとロックがかかります。

解除する際は、本人がマイナンバーカードに加え、もう一点本人確認書類を持参し、市役所で暗証番号の初期化の手続きをしてください。

詳しくは市のホームページをご覧ください。

